

1. 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

(1) 管理職に占める女性労働者の割合

14.89%

(2) 男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性賃金の割合)
全労働者	80.4%
正職員	93.9%
正職員以外 (嘱託・臨時・パート職員)	88.2%

対象期間：令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与、通勤手当等を含み、退職手当は除く。

正職員：出向者については、外部への出向者を含み、外部からの出向者を除く。

2. 職業生活と家庭生活との両立

(1) 有給休暇取得率

60.76%